

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付（療養補償給付たる療養の給付）及び休業補償給付（休業期間平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日）を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のBを通じて、「法人C」の構成員として、労働局長から労災保険法第35条の規定に基づく第二種特別加入者（特定農作業従事者）の承認を受けている者である。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、D病院に受診し、「左大腿骨頸部骨折」（以下「本件傷病」という。）と診断された。請求人によると、同月〇日午後〇時頃、自宅の田にあるハウスの修理作業中に脚立ごと転倒して負傷したという（以下「本件災害」という。）。
- 3 本件は、請求人が、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件傷病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件災害発生時に請求人が修理していたハウスが建っている場所は、法人Cと賃貸借契約をしている田の中にあり、修理の作業は法人Cの行う農作業に当たるものであり、特定農作業従事者として業務遂行性を認めるべきである旨主張するので、以下検討する。

(2) Eは、平成〇年〇月〇日付けの労災保険審査請求の件についての回答及び同月〇日付けの審理調書において、要旨、「法人Cの加入面積確認書及び農用地利用集積計画書によれば、F-1（〇平方メートル）、F-2（〇平方メートル）、F-3（〇平方メートル）番地の土地に法人Cの利用権が設定されているが、実際には、請求人からの申告で、その内の〇アール分を法人Cの作付け可能面積とし、法人Cとしては、加入時に〇アール分の出資金をもらい、請求人に対し、〇アール分の地代や管理料を支払っており、法人Cが管理する圃場は、〇アール分の面積分に相当する一番大きい圃場（F-1）であると認識している。これに対し、請求人のハウスが建っているのは、F-2の土地で、同土地について、法人Cは組合員の家庭菜園（畑）用地と認識しており、地代や管理費等を支払っておらず、農作物の作付け等も依頼していないし、同土地の付施設であるハウスの管理は、法人Cには関係がない。実際、請求人が法人Cへ加入した時から、同法人の営農作業としてハウスの使用はない。」と述べている。

(3) 請求人も、平成〇年〇月〇日付けの聴取書において、要旨、「元々野菜の苗を育てていた個人のハウスなので、法人Cには関係なく、そのため、修理も一

人でしていた。」と述べている。

- (4) 以上のことから、当審査会としても、決定書決定理由に説示するとおり、ハウスは法人Cで行う共同作業が予定されていない土地の付設施設であり、同法人とは関係がないとみるのが相当であり、本件災害は、法人Cの営農作業中の災害とはいえ、特定農作業従事者として業務を遂行している中で発生した事故であるとは認められないものと判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。